

優先予約のルールについて

（１）対象となる行事

ア 静岡市全域又はこれに準ずる地域を対象とした行事で次のいずれかに該当するもの。

（ア）静岡市、静岡市教育委員会又は（公財）静岡市スポーツ協会若しくはその加盟団体が主催、共催又は主管する行事

（イ）上記（ア）のほか、公共団体又は公的団体が主催、共催又は主管する行事

（ウ）その他静岡市が公益上必要と認める行事

イ 静岡市、静岡市教育委員会、指定管理者又は（公財）静岡市スポーツ協会の加盟団体が行うスポーツ教室等

（２）優先予約に適する「行事」の定義

生涯スポーツ社会の実現を目指し、多くの市民が集い親睦と交流を深められる大会又は教室であること。なお、各団体の構成員のみの大会・練習もしくは福利・厚生のための大会・練習は、原則優先予約の対象とはならない。大会に向けた強化練習会であっても、また同様である。

（３）予備日について

大会予備日の使用は、希望日に大会を開催できなかった場合のみとし、希望日に開催できた場合は速やかに予備日をキャンセルすること。

（４）優先予約の審査について

一部施設において土日祝日が優先予約で埋まってしまい、一般利用が不可となる事例が発生しています。令和８年度分からは一般利用枠確保のために、申し込まれた優先予約希望が上記（１）に該当するか否かをこれまでよりも厳格に審査します。

（５）キャンセルについて

原則キャンセルは受け付けない。なお、利用者の事由に因らない理由（自然災害等）の場合は受け付ける。利用者の事由に因るキャンセルがあった場合、翌年度以降同イベントについては一切予約を受け付けない。

（６）キャンセルの費用について

キャンセルによる費用は全額負担するものとする。

留意事項について

- (1) 本通知は、各団体の現在登録されている担当者宛てに送付しています。担当者が変更されている場合は、新しい担当者へ引継をお願いします。
- (2) 施設や時期により、希望が集中することが予測されます。
申請が重複することのないように関係団体との事前調整をお願いします。
- (3) 準備・片付けを含めた利用時間を入力し、利用時は時間厳守をお願いします。
- (4) 第一希望から第三希望までの施設管理者が異なる場合には、それぞれ別々に申請してください。
- (5) 提出物を審査した結果、申請が承認されない場合がありますので、御了承ください。
- (6) 申請が承認された場合でも、施設修繕や台風等の災害、選挙の投票所使用などにより使用できなくなる場合があります。
- (7) 優先予約に係る許可書の発行及びキャンセル手続について
 - ア 原則として、承認された予約は全て使用してください。
 - イ 予備日の使用は希望日に使用できなかった場合のみとし、希望日に使用できた場合は速やかにキャンセル手続をお願いします。
なお、予備日を予定していた行事以外の目的で使用することはできません。
 - ウ 利用許可書の記載内容については、必ずその場で確認するようお願いします。事後の変更、訂正、還付等はお受けしかねます。
- (8) 一部の施設において、大会用に優先予約した日程を団体構成員の練習に使用している、優先予約で確保された日程を別の団体に使用させている等、不適正な事例が確認されています。当該利用については、一般の利用者から優先予約の不正利用を指摘する声がスポーツ振興課や弊社に複数寄せられていますので、優先予約の運用ルールを遵守してください。優先予約の運用ルールが守られていない事例を確認した場合、優先予約団体としての取り扱いを停止します。
※既に多数の違反報告があり、取り扱いの停止を検討している団体があります。一般利用者より先んじて優先的予約可能な理由は、優先団体だからではなく、優先的に予約すべき内容があるということを改めて、認識してください。

※尚、弊社指定管理施設での本大会申請のみ、その大会の予備日申請を受け付けますので
予めご了承くださいますようお願いいたします。